

第 26 号

**平成31年度山梨県一般会計予算**

平成31年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 434,805,165 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	94,094,002
	1 県 民 税	35,162,050
	2 事 業 税	22,160,350
	3 地 方 消 費 税	12,091,900
	4 不 動 産 取 得 税	1,973,350
	5 県 た ば こ 税	955,650
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	731,800
	7 自 動 車 取 得 税	698,100
	8 軽 油 引 取 税	7,393,800
	9 自 動 車 税	12,912,550
	10 鉦 区 税	250
	11 固 定 資 産 税	2

	12 狩 猟 税	14,200
<b>2 地方消費税清算金</b>		<b>32,346,506</b>
	1 地方消費税清算金	32,346,506
<b>3 地方譲与税</b>		<b>15,460,001</b>
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	13,938,000
	2 地方揮発油譲与税	1,370,000
	3 石油ガス譲与税	81,000
	4 自動車重量譲与税	71,000
	5 地方道路譲与税	1
<b>4 地方特例交付金</b>		<b>765,000</b>
	1 地方特例交付金	553,000
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	212,000
<b>5 地方交付税</b>		<b>120,394,000</b>
	1 地 方 交 付 税	120,394,000

6 交通安全対策 特別交付金		280,000
	1 交通安全対策 特別交付金	280,000
7 分担金及び負担金		1,461,924
	1 負担金	1,461,924
8 使用料及び手数料		7,692,541
	1 使用料	6,080,671
	2 手数料	1,611,870
9 国庫支出金		44,042,983
	1 国庫負担金	18,612,440
	2 国庫補助金	24,077,826
	3 国庫委託金	1,352,717
10 財産収入		833,145
	1 財産運用収入	342,376
	2 財産売払収入	490,769

11 寄 附 金		143,274
	1 寄 附 金	143,274
12 繰 入 金		36,680,653
	1 特 別 会 計 繰 入 金	20,260,214
	2 基 金 繰 入 金	16,420,439
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		30,297,135
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	154,518
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	38,594
	3 貸付金等償還金	23,150,201
	4 受託事業収入	1,309,622
	5 収益事業収入	2,323,430
	6 利子割精算金収入	1

	7 雑 入	3,320,769
15 県 債		50,314,000
	1 県 債	50,314,000
歳 入 合 計		434,805,165

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,028,860
	1 議 会 費	1,028,860
2 総 務 費		30,274,967
	1 総 務 管 理 費	10,806,406
	2 企 画 費	9,464,283
	3 徴 税 費	4,555,563
	4 市 町 村 振 興 費	2,498,612
	5 選 挙 費	954,484
	6 防 災 費	1,307,701
	7 統 計 調 査 費	388,060
	8 人 事 委 員 会 費	131,011
	9 監 査 委 員 費	168,847



3 民 生 費		54,886,090
	1 社 会 福 祉 費	39,189,276
	2 児 童 福 祉 費	14,364,682
	3 生 活 保 護 費	1,200,140
	4 災 害 救 助 費	131,992
4 衛 生 費		15,430,145
	1 公 衆 衛 生 費	3,888,521
	2 環 境 衛 生 費	2,740,824
	3 保 健 所 費	1,118,289
	4 医 薬 費	7,682,511
5 劳 働 費		1,661,185
	1 劳 政 費	159,984
	2 職 業 訓 練 費	1,262,821
	3 劳 働 力 对 策 費	157,462

	4 労働委員会費	80,918
<b>6 農林水産業費</b>		<b>21,094,673</b>
	1 農業水産業費	4,393,639
	2 畜産業費	1,353,221
	3 農地費	6,921,779
	4 林業費	8,426,034
<b>7 商工費</b>		<b>29,290,434</b>
	1 商工費	28,544,861
	2 観光費	745,573
<b>8 土木費</b>		<b>53,359,118</b>
	1 土木管理費	3,020,079
	2 道路橋りょう費	28,400,161
	3 河川砂防費	7,532,658
	4 都市計画費	5,140,875

	5 住 宅 費	9,265,345
<b>9 警 察 費</b>		<b>21,689,738</b>
	1 警 察 管 理 費	19,414,161
	2 警 察 活 動 費	2,275,577
<b>10 教 育 費</b>		<b>95,870,105</b>
	1 教 育 總 務 費	15,374,731
	2 小 学 校 費	25,219,280
	3 中 学 校 費	15,272,073
	4 高 等 学 校 費	21,469,758
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,694,954
	6 社 会 教 育 費	2,360,459
	7 保 健 体 育 費	641,185
	8 大 学 費	1,096,179
	9 私 学 振 興 費	4,741,486

11 災 害 復 旧 費		2,835,633
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	374,439
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,461,194
12 公 債 費		77,493,679
	1 公 債 費	77,493,679
13 諸 支 出 金		29,850,538
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	9,579
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	50
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,909
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	13,703
	5 諸 費	29,825,297
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		434,805,165

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	斐崎警察署 建設事業費	1,975,109	平成31年度	79,004
				平成32年度	1,896,105

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成31年度から平成32年度まで	6,919,988千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
新税務システム機器等の賃借について変更契約を締結すること。	平成32年度から平成36年度まで	1,385 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成32年度	9,296 千円
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結すること。	平成32年度から平成39年度まで	43,818 千円
平成31年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	平成32年度から平成36年度まで	315,000 千円
平成31年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	平成32年度から平成34年度まで	23,100 千円
平成31年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	平成32年度から平成34年度まで	120,564 千円

<p>平成31年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成31年度から平成32年度まで</p>	<p>490,587千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成31年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成31年度から平成48年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>平成31年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。</p>	<p>平成31年度から平成41年度まで</p>	<p>47,098 千円</p>

平成31年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。	平成32年度から平成33年度まで	52,602 千円
平成31年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成31年度から平成41年度まで	261,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成31年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成51年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成31年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成32年度から平成41年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成31年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成46年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成31年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成41年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成31年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成56年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成31年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成46年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内



平成31年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成46年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.23%以内
平成31年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	平成32年度から平成56年度まで	融資限度額 316,000千円の利率年 0.21%以内
平成31年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成31年度から平成40年度まで	7,005,251千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
一般国道413号道路改良工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	平成32年度	100,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 2 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成32年度から平成33年度まで	800,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成32年度	700,000 千円
主要地方道都留道志線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成32年度	50,000 千円
道路情報提供装置の保守点検業務について委託契約を締結すること。	平成32年度から平成33年度まで	39,192 千円

除草・路面清掃業務について委託契約を締結すること。	平成32年度	15,000 千円
路面清掃業務について委託契約を締結すること。	平成32年度から 平成33年度まで	475,024 千円
一級河川八糸川改修工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成32年度	280,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事 1 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成32年度	100,000 千円
一級河川古川改修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成32年度	80,000 千円
一級河川流川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成32年度	30,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成32年度	2,367 千円
統合型校務支援システムの構築及び運用について委託契約を締結すること。	平成31年度から 平成36年度まで	536,368 千円
教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成32年度から 平成36年度まで	1,156,274 千円

教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結すること。	平成32年度から 平成36年度まで	343,225 千円
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について変更契約を締結すること。	平成32年度から 平成36年度まで	4,027 千円
組織犯罪対策システム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成32年度から 平成36年度まで	144,173 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,478,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	1,709,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	5,729,000	同上	同上	同上
河川砂防費	1,939,000	同上	同上	同上
都市計画費	849,000	同上	同上	同上
住宅費	470,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	9,308,000	同上	同上	同上

災害復旧費	1,062,000	同	上	同	上	同	上
地域公共ネットワーク整備費	2,000	同	上	同	上	同	上
被災者生活再建支援基金 出 捐 金	368,000	同	上	同	上	同	上
消防防災ヘリコプター 整 備 費	23,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸 付 金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	40,000	同	上	同	上	同	上
子どもの心のケアに係る 総合拠点整備費	1,300,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,117,000	同	上	同	上	同	上
八ヶ岳牧場整備費	73,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校整備費	10,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	1,826,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	223,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	138,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	3,084,000	同	上	同	上	同	上

特別支援学校整備費	1,750,000	同	上	同	上	同	上
飯田野球場整備費	19,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	79,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舍整備費	39,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	219,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	16,456,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	1,000,000	同	上	同	上	同	上
<b>計</b>	<b>50,314,000</b>						

第 27 号

**平成31年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算**

平成31年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,930,668 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,966,705
	1 使用料	1,966,705
3 県支出金		1,102,848
	1 県補助金	1,102,848
4 財産収入		2,489,433
	1 財産運用収入	2,172,065
	2 財産売払収入	317,368
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰越金		354,316



	1 繰越金	354,316
7 諸収入		3,528
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑収入	2,967
8 県債		1,008,837
	1 県債	1,008,837
歳入合計		6,930,668

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		871,382
	1 管 理 費	871,382
2 事 業 費		2,513,764
	1 事 業 費	2,513,764
3 交 付 金		2,056,329
	1 交 付 金	2,056,329
4 公 債 費		1,178,193
	1 公 債 費	1,178,193
5 繰 出 金		310,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	310,000
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

歲 出 合 計	6,930,668
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	478,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	44,000	同上	同上	同上
借換債	486,837	同上	同上	同上
計	1,008,837			

第 28 号

**平成31年度山梨県災害救助基金特別会計予算**

平成31年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256,080 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		73,326
	1 国庫負担金	73,326
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
3 繰入金		101,702
	1 繰入金	101,702
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	256,080

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		256,080
	1 災 害 救 助 費	256,080
歳 出 合 計		256,080

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			



第 29 号

**平成31年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算**

平成31年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 171,676 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 29 号

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,147
	1 繰入金	2,147
2 繰越金		112,982
	1 繰越金	112,982
3 諸収入		56,547
	1 貸付金元利収入	56,541
	2 雑収入	6
歳入合計		171,676

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		114,253
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	114,253
2 公 債 費		36,825
	1 公 債 費	36,825
3 繰 出 金		20,598
	1 一 般 会 計 繰 出 金	20,598
歳 出	合 計	171,676

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	平成32年度から平成36年度まで	84,024 千円

第 30 号

平成31年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成31年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,637,087 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		594,297
	1 繰越金	594,297
2 諸収入		2,392,790
	1 貸付金償還金	2,384,826
	2 雑入	7,964
3 県債		650,000
	1 県債	650,000
歳入合計		3,637,087

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		3,637,087
	1 中小企業近代化 資金貸付金	3,637,087
歲 出 合 計		3,637,087

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成31年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成31年度から平成41年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>



第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	650,000			



第 31 号

**平成31年度山梨県市町村振興資金特別会計予算**

平成31年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,240,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,400,000
	1 繰入金	1,400,000
2 繰越金		51,332
	1 繰越金	51,332
3 諸収入		789,026
	1 貸付金元利収入	789,026
歳入	合計	2,240,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,240,358
	1 資 金 貸 付 金	2,240,358
歳 出 合 計		2,240,358



第 32 号

**平成31年度山梨県県税証紙特別会計予算**

平成31年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,470,710 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,470,708
	1 県税証紙収入	1,470,708
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,470,710



歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,470,710
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,470,710
歳 出 合 計		1,470,710



第 33 号

平成31年度山梨県集中管理特別会計予算

平成31年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,723,532 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		63,044
	1 使用料	63,044
2 繰入金		47,474
	1 繰入金	47,474
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		104,613,013
	1 振替収入	104,613,013
歳入合計		104,723,532

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		44,433
	1 自動車管理費	44,433
2 給与管理費		104,582,828
	1 給与管理費	104,582,828
3 通信管理費		72,820
	1 通信管理費	72,820
4 車両燃料管理費		23,451
	1 車両燃料管理費	23,451
歳 出	合 計	104,723,532



第 34 号

**平成31年度山梨県商工業振興資金特別会計予算**

平成31年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,856,967 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		19,294,679
	1 繰入金	19,294,679
2 諸収入		19,562,288
	1 貸付金償還金	19,562,288
歳入合計		38,856,967



歲 出

款	項	金 額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金		38,856,967
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付 金	19,295,179
	2 一 般 會 計 繰 出 金	19,561,788
歲 出	合 計	38,856,967



第 35 号

**平成31年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算**

平成31年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 83,997 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,453
	1 繰入金	1,453
2 繰越金		57,406
	1 繰越金	57,406
3 諸収入		25,138
	1 貸付金償還金	25,136
	2 雑入	2
歳入合計		83,997

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,495
	1 資金貸付金	72,495
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		11,502
	1 資金貸付金	11,502
歳 出	合 計	83,997



第 36 号

平成31年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,810,263 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,701,762
	1 負担金	3,701,762
2 県支出金		377,991
	1 県補助金	377,991
3 繰入金		1,515,612
	1 繰入金	1,515,612
4 繰越金		906
	1 繰越金	906
5 県債		213,992
	1 県債	213,992
歳入合計		5,810,263



歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,312,914
	1 流域下水道管理費	3,626,959
	2 流域下水道事業費	685,955
2 公 債 費		1,496,349
	1 公 債 費	1,496,349
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,810,263

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	9,000	普通貸借又は は債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
流域下水道事業費	122,000	同上	同上	同上
借換債	82,992	同上	同上	同上
計	213,992			

第 37 号

平成31年度山梨県公債管理特別会計予算

平成31年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 155,798,634 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		137,334
	1 財産運用収入	137,334
2 繰入金		84,204,926
	1 一般会計繰入金	77,473,679
	2 基金繰入金	6,731,247
3 県債		71,456,374
	1 県債	71,456,374
歳入合計		155,798,634

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		155,661,300
	1 公 債 費	155,661,300
2 諸 支 出 金		137,334
	1 県債管理基金積立金	137,334
歳 出 合 計		155,798,634

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	71,456,374	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	71,456,374			

第 38 号

**平成31年度山梨県国民健康保険特別会計予算**

平成31年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 78,846,035 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		50,423,084
	1 負担金	50,423,084
2 国庫支出金		23,101,627
	1 国庫負担金	16,659,785
	2 国庫補助金	6,441,842
3 財産収入		165
	1 財産運用収入	165
4 繰入金		5,321,159
	1 一般会計繰入金	5,206,959
	2 基金繰入金	114,200
歳入合計		78,846,035



歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		42,998
	1 総 務 管 理 費	42,650
	2 国民健康保険運営 協 議 会 費	348
2 保 険 給 付 費 等 金 交 付		62,902,077
	1 保険給付費等交付金	62,902,077
3 介 護 納 付 金		4,428,990
	1 介 護 納 付 金	4,428,990
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		37,533
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	37,533
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		11,371,042
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	11,371,042
6 病 床 転 換 支 援 金		69

	1 病床轉換支援金	69
7 共同事業拠出金		63,034
	1 共同事業拠出金	63,034
8 保健事業費		127
	1 保健事業費	127
9 諸支出金		165
	1 国民健康保険財政安定化基金積立金	165
歳 出	合 計	78,846,035

第 39 号

平成31年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 490,267,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	6,228,954 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,965,792 千円
第 2 項 財 務 収 益	1,716 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	1,261,416 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	5,506,494 千円
第 1 項 営 業 費 用	4,127,440 千円
第 2 項 財 務 費 用	14,361 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	1,359,663 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,103,795 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 125,309 千円、減債積立金 149,822 千円、建設改良積立金 702,840 千円、中小水力発電開発改良積立金 84,000 千円、地域文化振興等積立金 451,182 千円及び過年度分損益勘定留保資金 590,642 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入 46,478 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 34,468 千円

第3項 国庫補助金 12,000 千円

### 支 出

第1款 資本的支出 2,150,273 千円

第1項 水力発電所建設費 540,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 159,500 千円

第3項 水力発電設備改良費 661,227 千円

第4項 業務設備改良費 20,870 千円

第5項 事業外設備改良費 99,200 千円

第6項 水力発電地点等開発調査費 72,424 千円

第7項	水力発電設備改良調査費	87,230 千円
第8項	企業債償還金	149,822 千円
第9項	繰出金	360,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 西山ダム 排砂路補修事業	165,000 千円	平成31年度	55,000 千円
				平成32年度	66,000 千円
				平成33年度	44,000 千円
		広瀬発電所 水車発電機 改修事業	280,500 千円	平成31年度	
				平成32年度	280,500 千円
		1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	広瀬発電所 水車発電機 改修事業	896,500 千円
平成32年度	896,500 千円				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
C O <sub>2</sub> フリーの水素社会構築を目指したP 2 Gシステム技術開発について委託契約を締結すること。	平成31年度から 平成33年度まで	2,220,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,003,966 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,120,000 千円と定める。

第 40 号

平成31年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数    | 493 口          |
| (2) 年間総給湯量  | 683,100 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,866 立方メートル   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	138,001 千円
第 1 項 営業収益	130,272 千円
第 2 項 営業外収益	7,719 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	154,294 千円
第 1 項 営業費用	145,757 千円
第 2 項 営業外費用	7,200 千円

第3項 特別損失	337 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28,940 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 150 千円、建設改良積立金 27,300 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,490 千円で補填するものとする。）。

### 収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	28,950 千円
第1項 温泉事業設備改良費	28,950 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 43,645 千円

(たな卸資産購入限度額)



第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,964 千円と定める。



第 41 号

平成31年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 232,890 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	142,091 千円
第 1 項 営 業 収 益	140,400 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,681 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	140,710 千円
第 1 項 営 業 費 用	130,383 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	9,317 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 64,257 千円は、過年度分損益勘定留保資金 40,311 千円及び当年度分損益勘定留保資金 23,946 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,464 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円
第2項 工事負担金	9,454 千円

支 出

第1款 資本的支出	73,721 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	38,252 千円
第2項 他会計借入金償還金	34,469 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間